

嬉 監 告 示 第 2 号
平成25年 2 月 2 0 日

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、平成24年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

嬉野市監査委員 西川 平七
嬉野市監査委員 副島 孝裕

- 1 監査基準日 平成24年12月31日

- 2 監査の期日 平成25年 2 月 1 日～ 1 4 日
 - 2月 1 日 財政課、市民課、総務課、選挙管理委員会事務局、税務課、
収納課
 - 2月 4 日 観光商工課、農林課、茶業振興課
 - 2月 5 日 建設・新幹線課、環境下水道課、
 - 2月 6 日 農業委員会事務局、会計課、議会事務局、監査委員事務局、
福祉課、健康福祉課、健康づくり課、
 - 2月 7 日 地域づくり・結婚支援課、企画企業誘致課、教育総務課・
学校教育課
 - 2月12日 水道課、二次聴取
 - 2月13日 二次聴取
 - 2月14日 まとめ

3 監査の項目

- (1) 職員の配置状況及び事務分担について
- (2) 事務事業の執行状況について
- (3) 附属施設の概要について
- (4) 特色ある事業または懸案事業及び事務等の状況について
- (5) 歳入歳出執行状況について

4 監査の方法

事務事業の執行状況について、提出を受けた書類・資料に基づき各課の担当職員から説明を受けるとともに不明な点等について事情聴取を行い、事務事業が経済的、効率的及び有効的に適正な実施がなされているかに重点をおき、監査を実施した。

また、工事請負費等を主体に各部局から68事業（別紙参照）を抽出し、提示を受けた関係書類の点検、審査を行った。

5 監査の結果

平成24年度の事務事業について、点検・審査した範囲内において、一部の契約関係書類、その他事務書類の記載方法などに不適切な処理があったため訂正を要する事項があったものの、法令・例規等及び経理については特に問題もなく執行されており、総合的に適正に処理されていることを確認した。

(1) 職員の配置状況及び事務分担について

定時退庁推進日を設定するなど事務の効率化に努められ、概ね順調に事務が執行されているものと認めたが、超過勤務の常習化や業務が集中しているところが一部見受けられた。また、部局によっては、課内の職員全てが配属されて1年未満であった。

近年、長期病休の職員が増えてきており、職員の健康状態は特に業務の遂行に大きな影響を及ぼすものであり、業務状況・原因等の調査の必要性も認められる。健康管理については十分注意されたい。

(2) 予算の歳入歳出執行状況について

○歳入について

全体をみると、まだまだ経済情勢は厳しく年度末に向け、各費目において引き続き、でき得る限りの歳入努力が必要である。

税収については、収納対策の強化に関する様々な取り組みに加え、種々の努力と工夫をされており、今後も引き続き徴収率の向上に期待したい。

そのほか、使用料・手数料等各種歳入の確保についても、一部を除き各課において不断の努力をされているものと認めた。

○歳出について

事業完了及び執行率の低い事業の進捗状況等について事情を聴取し、おおむね順調であると認めた。

しかしながら、歳出執行状況においては、全体的に需用費等節減に努められているものと認めたが、今年度も予算の流用が散見された。予算については、当初予算から十分精査し、計上されたい。

また、年度末、新年度予算の調整に向け、資金繰りについては、当年度の国や県の負担金の収入が出納整理期間中となることや大型公共事業などの執行により大変厳しい状況が見込まれるため、駆け込み事業等ないように十分注意し、予算の執行残については、目的・目標の達成度の低い不用額を出さないよう適正な措置を講じられたい。

(3) 事務の執行状況について

目立った停滞は見られず、順調に執行されていると認めた。

しかしながら昨年同様、各部局においては、当年度に実施した全ての事業の一部の関係書類にもかかわらず、精査できていないまま提出されたものが散見された。起案書や契約書など基本的な事務処理の適正化の徹底を図られたい。また、事務の執行にあたっては、公平・公正であること、費用対効果に留意すること、法令を理解し遵守して、適正・正確な事務処理に努められたい。

(4) 付属施設の状況について

公共施設の管理・利用状況は、順調に推移していると認めた。使用料の収納についても一部を除き、概ね遅滞なく行われていると認めた。

(5) その他特色ある事業または懸案事業及び事務等の状況について

本年度も各課から特色ある事業または懸案事業の取り組みについて、提出資料に基づき報告を受けた。今後も、限られた予算の中で創意工夫した事務事業の進展と改善に努められたい。

(6) 部署ごとの結果について

【財政課】

湯のまち歌謡祭実行委員会が開催した「湯のまち歌謡祭」に係る嬉野市体育館の使用料が、開催日から半年を過ぎた現在でも、収入未済であった。当該使用料は、嬉野市体育施設条例施行規則第6条で利用許可書の交付を受ける際に納付しなければならないことと規定されている。早急に対処すべきである。

【健康づくり課】

塩田保健センター外壁改修工事について、設計変更及び建設工事変更請負契約を締結されているが、その変更内容について、外壁工事に付随するものとはいいがたい照明器具等が含まれていた。変更契約については、内容を十分精査し、適正な事業の遂行に努められたい。

以上